議案第１５号

専決処分の承認について（損害賠償額の決定）

地方自治法第１７９条第１項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第３項の規定により，これを報告し，その承認を求める。

２０１２年（平成２４年）９月３日提出

藤沢市長

鈴　木　恒　夫

専　決　処　分　書

地方自治法第１７９条第１項の規定により，損害賠償額の決定を次のとおり専決処分する。

２０１２年（平成２４年）８月１６日

藤沢市長

鈴　木　恒　夫

１　損害賠償額

１,７４１,７７７円

２　相手方

[redacted]

３　事故の概要

台風４号に伴う強風による市管理地の山林からの倒木により，隣接する民家の自動車及びカーポート２基に損害を与えたもの。